平成２４年（フ）第２８０７号
大阪府箕面市桜ヶ丘１丁目９－８－103、住民票上の住所大阪府箕面市船場西２丁目１番17－904号
債務者　中村　由佳（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８１７号
大阪府東大阪市稲葉３丁目３番30号
債務者　山西　　学
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０３５号
大阪市福島区鷺洲５－11－９－302、住民票上の住所大阪府八尾市上尾町５丁目19番地
債務者　増永　綾子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１３０号
大阪市平野区長吉長原東２丁目３番23号　ルエーテ20　503
債務者　松田　浩美
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２１５号
大阪府枚方市桜町11番17－102号、前住所大阪府枚方市藤阪中町10番４号
債務者　吉田　　篤
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２３２号
大阪市港区弁天２丁目２番24号弁天ビル402号
債務者　白和由香里（旧姓澤江）
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２６７号
大阪府八尾市東山本新町２丁目３番３号　東山本ハイツ127号
債務者　木澤　禎英
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３７６号
大阪府枚方市池之宮１丁目12番７号、前住所大阪府茨木市平田２丁目９番２号
債務者　吉川　昌史
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４３２号
大阪府東大阪市瓢箪山町17番１号
債務者　藤田　真二
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５９２号
大阪府大東市錦町17番38号　中河ハイツ201号、前住所大阪府東大阪市善根寺町２丁目５番30－810号
債務者　住田こと　城内惠美子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７２２号
大阪市西成区松２丁目６番25号　エスポワール205、住民票上の住所大阪市住之江区緑木２丁目１番６号麺屋ぼちぼち
債務者　高田めぐみ
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８８９号
大阪市東成区深江北３丁目４番22－316号
債務者　浅井　壽昭
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９１１号
大阪府高槻市牧田町５番50－502号
債務者　長谷川　剛
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９１５号
大阪府池田市神田２丁目９番14号
債務者　吉田　　大
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６号
福岡県大牟田市上屋敷町１丁目４番地７　上屋敷マンション405号
債務者　光武　和久
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第５７号
福岡県大牟田市上屋敷町１丁目４番地７　上屋敷マンション405号
債務者　光武みどり
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第４６号
北海道滝川市朝日町東１丁目２番１号　フィールクレスト205号室
債務者　大田　清春
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係